

創業するなら武蔵村山



新規創業者へ

補助対象経費の2分の1の金額

上限 **10万円**

※ 1人1回限り

※ 補助金額の計算は税抜で行う。



令和8年度武蔵村山市

創業支援事業補助金

補助条件

以下の条件を全て満たしている方

- (法人の場合) 武蔵村山市内に本店を有していること
- (個人の場合) 武蔵村山市内に住所及び事業所を有していること
- 認定特定創業支援等事業の認定書を創業日までに取得していること
又は創業日以降に武蔵村山市が開催する認定特定創業支援等事業に参加し、認定特定創業支援等事業の証明書を取得していること
- 令和8年1月1日から同年12月31日までに創業し
継続して市内で事業を行う意思があること
- 市税の滞納が無いこと
- フランチャイズチェーンでないこと
- 暴力団・暴力団員等でないこと
- 事業内容が公序良俗を害さず、公的な支援を行うことが適当と認められること

補助金交付後1年以内に
廃業又は市外へ移転した場合、
補助金の返還が必要です



補助対象経費

創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、
事業所等賃借料、設備費、広告宣伝費、印刷製本費

※他の補助金で補助されている経費、租税公課等は対象外

※補助対象となるかについては、申請前に一度ご相談ください。



提出物

- 創業支援事業補助金交付申請書（第1号様式）※HPからダウンロード可
- 認定特定創業支援等事業による支援を受けた証明書の写し
- 補助対象経費を確認できるもの（領収書等の写し）
- 武蔵村山市創業支援事業補助金 補助対象経費一覧表 ※HPからダウンロード可
(法人の場合) 履歴事項全部証明書
- (個人の場合) 本人確認書類の写し、個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- 振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）
- 創業支援事業補助金請求書 ※HPからダウンロード可

申請期限

令和9年1月15日（金）まで



ページ番号：1016045

詳しくはHPへ！

提出・問合せ先



〒208-8501 東京都武蔵村山市本町1-1-1

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係

☎042-565-1111（内線225）

✉sangyo@city.musashimurayama.lg.jp